交野市 施設予約システム再構築事業 企画提案競技実施要領

令和6年5月 交野市

交野市施設予約システム再構築事業企画提案競技実施要領

目次

	1.	背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2.	概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3.	スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4.	参加資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	5.	参加表明書、誓約書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・	3
	6.	その他資料の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	7.	質問受付及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	8.	企画提案書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	9.	参加に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	0.	契約候補者の選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	1.	審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	2.	不採用の通知及び説明に関する事項・・・・・・・・・・・・	6
1	3.	契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	4.	その他資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	5.	問合せ先・提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

1. 背景と目的

交野市(以下「本市」という)では、平成18年に公共施設利用の利便性向上を図るために施設 予約システムを初めて導入した。公平かつ簡便な施設利用管理業務を行う上で極めて有効なシステムであるが、利便性及び公平性向上のためには課題が残る。

これまで、現行のパッケージシステムによる運用を続けてきたが、本年度末の契約満了日を機に、より汎用性の高いパッケージシステムを導入することで、業務機能の改善や運用方法を見直し、さらなる市民の利便性等の向上を図るため、課題解決に向け再構築を行うものである。

なお、施設予約システム再構築を委託する事業者選定及びシステム導入にあたっては、事業者からの提案内容を総合的に評価し、本市に最も適した提案を得るため、プロポーザル方式により受託事業者を決定する。

2. 概要

(1) 事業名称

交野市施設予約システム再構築事業

(2) 履行場所

交野市及び受託者施設内

(3) 内容

概要は以下のとおりだが、【別添資料1】交野市施設予約システム再構築事業仕様書及び 【別添資料3】システム機能要件表による。

- ① 施設の空き状況の確認や利用予約を円滑に処理するために必要な全てのソフトウェア 及びハードウェアの導入及び設定、設置
- ② 導入に係る稼働環境の構築、運用テスト、データ移行、操作研修及びマニュアル作成
- ③ システム保守及び運用(サポート窓口の設置含む)

(4) 契約期間

- ① システム導入期間 契約日から令和7年3月31日まで
- ② 運用及び保守期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで ただし、①の期間はシステム導入としこの間の費用の支払いは生じないものとする。

(5) 提案上限金額

契約金額は、6, 678万円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とし、データ移行費用および5か年における保守料を含むものとする。また、金額算出時の税率は10%で統一すること。

上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模(業務量)を 示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、上記提案上限 額を超えてはならない。

支払いはシステム運用期間5年間にわたる60回の月払いとし、内訳は、賃貸借料、使用料及び保守料とする。

3. スケジュール

実施スケジュール (予定) は以下のとおりとする。

項目	日時
プロポーザル実施の公表	令和6年5月7日(火)
参加表明書提出期間	令和6年5月7日 (火)
	令和6年5月21日 (火) 17時まで
質問書受付期間	
質問回答日	令和6年5月24日(金)
企画提案書提出期間	令和6年5月30日(木)17時まで
一次評価(書類審査)	令和6年5月31日(金)
一次評価結果通知	令和6年6月5日(水)
二次評価 (プレゼンテーション)	令和6年6月17日 (月) 13時から
最終結果通知	令和6年6月24日(月)
優先交渉権者による契約打合せ開始	令和6年7月1日(月)
新システム本稼働	令和7年4月~

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件すべてを満たす者であること。

- ① 令和6年度交野市入札参加資格有資格者名簿の一般委託又は賃貸借関連で登録されている者であること。また、契約に伴う指定リース業者は令和6年度交野市入札参加資格有資格者名簿の一般委託又は賃貸借で登録されている者であること。
- ② 本市及び他自治体等の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ⑥ 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の 代表者をいう。以下この項において同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。) 第2条第6号に規定 する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。) であると認められる者。
 - イ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同 じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- ⑦ 以下に掲げる公的資格のいずれかを有すること。
 - a. I SMS適合性評価制度認定(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)
 - b. プライバシーマーク付与認定(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)
- ⑧ 大阪府もしくは近隣府県下への自治体に施設予約システムの導入実績(過去3年以内)が複数あること。
- (9) 大阪府内もしくは近隣府県下に本社または事業所を有していること。

5. 参加表明書、誓約書等の提出

本提案募集へ参加をしようとする者は、以下のとおり提出書類を作成し、提出すること。

- (1) 提出期間 令和6年5月7日(火)~令和6年5月21日(火)17時まで必着
- (2) 提出書類
 - ① 参加表明書(様式1号)
 - ② 誓約書 (様式2号)
 - ③ 資格証の写し
 - a. I SMS適合性評価制度認定(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)
 - b. プライバシーマーク付与認定(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)
 - ④ 機密保持に関する覚書(様式3号)
- (3) 提出方法: 持参または郵送(受領日時が残る記録郵便に限る。それ以外については受付しない。)
- (4) 提出先「15. 問合せ先・提出先」参照

6. その他資料の提供

参加表明書等を提出し受理された事業者に対し【別添資料1】~【別添資料6】をメールで提供する。本件は、機密保持に関する覚書(様式3号)に順ずるものとする。

7. 質問受付及び回答

企画提案書等を提出するにあたり不明な点がある場合は質問書を提出すること。

- (1) 提出期間 令和6年5月7日(火)~令和6年5月21日(火)17時まで
- (2) 提出書類 質問書(様式4号)
- (3) 提出先 「15. 問合せ先・提出先」のEmail アドレス宛てに送付すること。

なお、その際の件名は「交野市施設予約システム質問書」とすること。

(4) 質問の回答

- ① 回答日:一括回答 令和6年5月24日(金)
- ② 回答方法:回答は電子メールにて全提出者に回答する。 ※電子メールによる質問のみ受け付ける。なお、電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切責任を負わない。

8. 企画提案書等の提出

参加表明書等を提出した者は次に掲げる企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期間: 令和6年5月7日(火) ~令和6年5月30日(木) 17時まで必着
- (2) 提出場所:「15. 問合せ先・提出先」参照
- (3) 提出方法: 持参に限る
- (4) 提出書類及び様式等
 - ① 企画提案書 正本1部 副本7部
 - ② 交野市施設予約システム見積りシート(様式5号)7部及び、EXCELシート ※本見積りシートが参加事業者の正式見積書であることを証する書面(社印押印済のもの)を1部提出すること。
 - ③ 見積書の明細 7部
 - ④ 施設予約システム構築実績確認書(様式6号) 7部
 - ⑤ 【別添資料3】システム機能要件表7部及び、EXCELシート
 - ⑥ 上記提案書類等を収録したCD-R2枚

その他、【別添資料2】提出書類作成要領によること。

9. 参加に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

参加事業者は、参加表明書(様式1号)と誓約書(様式2号)の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 参加費用の負担

参加に関する必要な費用は参加事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

参加に際して使用する言語は日本語とし、通貨単位は「円」とする。

(4) 著作権

参加事業者から実施要領等に基づいて提出された書類の著作権は、原則として、書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は本市に帰属する。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は、その提出期限後は差替え及び再提出は認めないものとし、事業者選定

後に返却はしない。提出された企画提案書等については、情報公開の対象としない。

(6) 資料の取扱い

本市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても市の了解を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(7) 参加の無効に関する事項

参加事業者が次のいずれかに該当した場合、参加は無効とする。

- ア 提出期限までに書類が提出されなかった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 一つの参加事業者が複数の提案を行った場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 著しく信義に反する行為があった場合
- カ 参加表明書の提出から契約事業者決定までの期間に、参加事業者が不渡手形又は不渡 小切手を出した場合

(8) 辞退手続き

参加資格表明書提出後に参加を辞退する場合は、提案辞退届(様式7号)を「15. 問合せ先・提出先」へ提出すること。なお、辞退したことにより、以後における不利益な扱いを受けることはありません。

10. 契約候補者の選定方法

本市に交野市施設予約システム再構築事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置 し、提案内容、本市要求事項への対応内容、見積価格の評価等を行って選定する。評価には、書類 審査(一次評価)を行い、書類審査で選出された者のみプレゼンテーション(二次評価)を行う。 なお、同点の場合は、見積価格の低い者を優先とする。

(1) 一次評価(書類審査)

選定結果は、選定委員会において決定後、各企画提案者に対し、参加表明書に記載された 連絡先に、電子メールで通知する。通知は、令和6年6月5日(水)を予定している。 審査項目は次の①から③の要件をすべて満たした者を採用する。

- ① 本事業の参加資格を有すること。
- ② 見積り額が提案上限額の範囲内であること。
- ③ 企画提案書の記載内容が【別添資料2】交野市施設予約システム再構築事業提出書類作成要領に定めた要求事項を満たしていること。
 - 一次評価で選定されなかった場合は、二次評価に参加できず不採用となる。

(2) 二次評価 (プレゼンテーション)

一次評価で選定された企画提案者は、企画提案に係るプレゼンテーションを実施すること

とする。

- ① 開催日
- ② 令和6年6月17日(月) 13時から
- ③ 開催時間・場所一次評価結果の通知と併せて連絡する。
- ④ 方法

企画提案者は、自らの提案内容の説明を行う。持ち時間は、プレゼンテーション30分(時間厳守)、その後の質疑応答10分の計40分以内とする。 なお、プレゼンテーションに係る準備時間は持ち時間に含まないものとする。

⑤ 総合評価

評価者は、予め定められた評価項目、配点に従って評価を実施する。評価方法は、技 術点(企画提案書、プレゼンテーション)、価格点(見積額)の合計により評価する。

(3) 最終評価

評価結果は、プレゼンテーションを実施した企画提案者に対し、選定委員会において優先 交渉権者を決定する。

11. 審査結果の通知

提案のあったすべての参加資格者に対し、審査結果を書面により通知する。なお、通知は、令和 6年6月24日(月)を予定。

12. 不採用の通知及び説明に関する事項

一次評価及び二次評価の提案が採用されなかった事業者に対し、採用しなかった旨及び採用しなかった理由を書面により通知する。また、不採用の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(本市の休日を定める条例に規定する市の休日を含まない。)以内に、書面により不採用理由についての説明を求めることができる。

13. 契約の締結

優先交渉権者との契約締結までの流れは以下のとおりとする。

- (1)優先交渉権者は、提出された企画提案書及び見積書を踏まえ、本市において詳細調査を行い 本市と協議する。
- (2) 協議が整った場合、提案上限額の範囲内で、優先交渉権者または優先交渉権者が指定するリース業者と契約締結する。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行う。
- (3) 企画提案書に記載された事項は、本市が提示する各資料とあわせて、契約時の仕様書として

取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると市が判断した 場合は、双方協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。

(4) 企画提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

14. その他資料

下記の資料については、参加表明書等を提出し受理された事業者にメールで提供する。

【別添資料1】交野市施設予約システム再構築事業仕様書

【別添資料2】交野市施設予約システム再構築事業提出書類作成要領

【別添資料3】システム機能要件表

【別添資料4】施設一覧表

【別添資料5】ネットワーク構成図

【別添資料6】現行システムデータ出力形式

15. 問合せ先・提出先

交野市福祉部福祉総務課

住所:〒576-0034大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号

電話:072-893-6400

Email: hukusi-soumu@city.katano.osaka.jp

担当:樋口、木南